

JFアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信／海外／株式

2011.8.15

この目論見書により行うJFアジア株・アクティブ・オープン(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成23年2月15日に生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年8月15日に関東財務局長に提出しております。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成23年8月15日現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 11,719億円(平成23年6月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]
みずほ信託銀行株式会社
 (再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してください様お願ひいたします。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券 (株式一般))	年2回	アジア	ファミリー ファンド	なし

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

日本を除くアジア各国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

■ ファンドの特色

1 投資対象国の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

- 投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

<ベンチマークの構成国>

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン

(平成22年9月末現在)

(注) ベンチマークの構成国は変更される場合があります。

- 投資対象国を含むアジア地域の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。

- アジア地域における年間約5,600件*(平成21年実績)の企業取材*を基に、銘柄選択を行います。

*「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループにおいて、アジア・太平洋地域の株式運用を行うチームにおける年間延べ取材件数です(日本を除きます。)。企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

<運用プロセス>



① 投資対象国を含むアジア各國の国別モデル・ポートフォリオの作成

企業取材を踏まえ、各企業の事業内容、収益性、財務・経営状況等の分析を行い、評価の高い銘柄を中心に業種分散、流動性等にも配慮しながら国別モデル・ポートフォリオ*を作成します。国別モデル・ポートフォリオは、ファンドの投資対象国を含むアジア各國について作成し、投資対象国につき、他のアジア諸国から受ける影響や相対的な魅力度を判断して、②以下のプロセスで活用します。

* モデル・ポートフォリオとは、参考となる標準的な構成銘柄等の一覧をいいます。

② 投資方針の討議

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループからの金利、為替動向等の情報を参考にしながら、①で作成されたアジア各國の国別モデル・ポートフォリオの組入銘柄と比率の妥当性を確認し、各國市場の投資魅力度について討議します。

③ アジア各國の評価の決定およびアジア地域モデル・ポートフォリオの作成

②の討議の結果に基づき、アジア各國市場の投資魅力度について評価します。その評価に基づき国別配分を決定し、アジア各國の国別モデル・ポートフォリオを組み合わせたアジア地域全体のモデル・ポートフォリオを作成します。

④ ファンドの構築

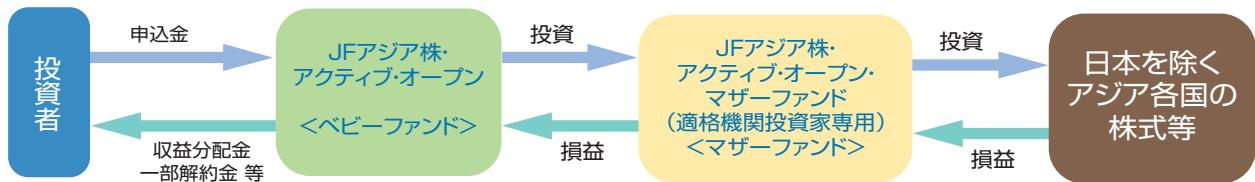
ファンドの投資目的、リスク等を考慮し、①で作成された投資対象国の国別モデル・ポートフォリオおよび③で作成されたアジア地域全体のモデル・ポートフォリオにおける投資対象国の組み入れ比率を参考にしながら、ファンドの組入銘柄とその比率を決定します。

2 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

3 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

4 ファンドのベンチマークは、MSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）とします。

ベンチマークを長期的に上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。なお、投資対象国市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

MSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本）は、MSCI Inc.が発表しております。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しております。

MSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、円ベース）は、同社が発表したMSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、配当なし、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

5 JFアセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）に運用を委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

■ 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

■ 収益の分配方針

- 年2回の決算時(5月・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に外国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

■ 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

■ 為替変動リスク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

■ カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

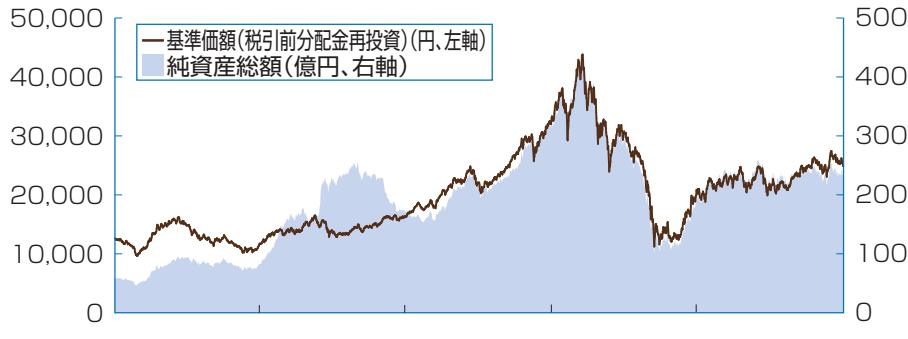
3

運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日 純資産総額	2011年6月10日 229億円	設定日 決算回数	1998年11月30日 年2回
--------------	---------------------	-------------	--------------------

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
21期	2009年5月	300
22期	2009年11月	200
23期	2010年5月	100
24期	2010年11月	500
25期	2011年5月	500
設定来累計		6,200

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 ^{※1}	投資比率 ^{※2}
中国	27.8%
韓国	25.2%
台湾	13.7%
香港	12.8%
シンガポール	5.8%
その他	10.4%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 ^{※2}
香港ドル	37.7%
韓国ウォン	24.4%
新台灣ドル	13.7%
シンガポールドル	5.8%
インドネシアルピア	4.8%
その他	9.3%

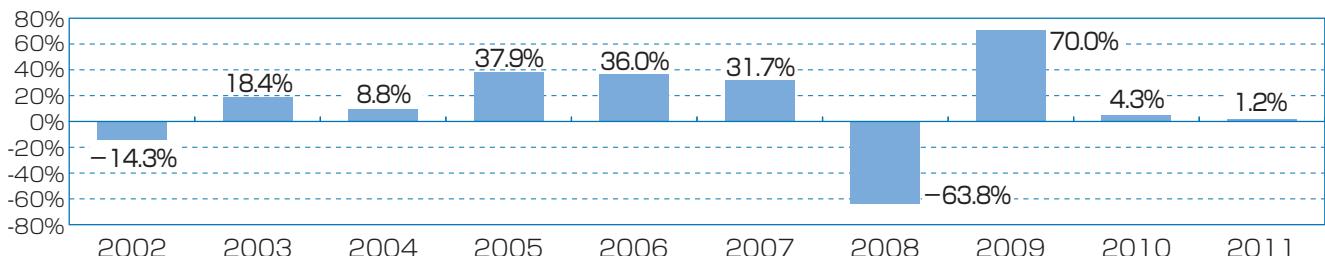
業種別構成状況

業種	投資比率 ^{※2}
銀行	23.3%
資本財	15.9%
素材	11.4%
不動産	10.7%
半導体・半導体製造装置	10.1%
その他	24.3%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 ^{※1}	通貨	業種	投資比率 ^{※2}
1	三星電子	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	6.0%
2	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	5.1%
3	中国農業銀行	中国	香港ドル	銀行	3.6%
4	K B フィナンシャル・グループ	韓国	韓国ウォン	銀行	3.6%
5	現代重工業	韓国	韓国ウォン	資本財	3.3%
6	中国海洋石油	中国	香港ドル	エネルギー	3.1%
7	ジャーディン・マセソン・ホールディングス	香港	米ドル	資本財	2.9%
8	九龍倉集団控股	香港	香港ドル	不動産	2.2%
9	長江実業（集団）	香港	香港ドル	不動産	2.0%
10	和記黄埔	香港	香港ドル	資本財	1.9%

年間收益率の推移



*年間收益率(%) = {(年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金(税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

*2011年の年間收益率は前年末営業日から2011年6月10日までのものです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および收益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。

※2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。 スイッチングによる購入の場合も、購入申込日の翌営業日の基準価額とします。 スイッチングについては、下記「スイッチング」をご参照ください。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	解約の場合は換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 買取の場合は換金申込日の翌営業日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額とします。(当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります) 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	香港証券取引所の休業日(半休日を含みます。)には、購入・換金の申込受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成23年2月15日から平成24年2月14日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	一
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1 緊急事態が発生し、ファンドへの追加信託がファンドの適正な運営を害すると委託会社が判断した場合に、購入申込みの受付を中止することがあります。 2 以下の場合に換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受けられた換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成10年11月30日です。)
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・一部解約によりファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年5月15日および11月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年2回の決算時に、委託会社が分配額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	JF中小型株アクティブ・オープンまたはJF日本株・アクティブ・オープンの受益者が、その換金した手取金をもってJFアジア株・アクティブ・オープンの購入申込みを行うことができます。当該スイッチングの取扱いの有無については販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.15%(税抜3.0%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチング*による申込みの場合は、無手数料とします。 *スイッチングは販売会社によっては取り扱わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください)。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.6065%(税抜1.53%)がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.7665% (税抜0.73%) (内、年率0.5%を運用委託先に支払います。)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.105% (税抜0.10%)
その他の費用・手数料	<p>1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。</p> <ul style="list-style-type: none">有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)外貨建資産の保管費用信託財産に関する租税信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 <p>(注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載しておりません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。</p> <p>2 純資産総額に対して年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。</p> <p>なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。</p>		

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)
換金(解約・買取)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約・買取)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%(所得税7%、地方税3%)

(注1)上記は、平成23年7月1日現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management